

新型コロナウイルス対応マニュアル

I マニュアル作成の目的 ～「学校での新しい生活様式」を子どもたちに～
感染者が出ない状況をつくりながら、継続して充実した教育活動が行われるようにする。

II 基本的な対応 ～3つの条件が重ならないように配慮する～

- ・換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声
- ・手指衛生や咳エチケットなどの基本的な感染症対策の継続

III 具体的な対応

1 出欠について

場	対 応
(1) 欠席	・本人または家族に風邪症状がある場合は、自宅で様子を見てもらう。出席停止扱いとなる。欠席届は、他の子に預けることはせず（兄弟以外）、電話連絡をする。 ・高熱、だるい、息苦しいなどの症状が続いている児童（保護者には）は、通院を勧める。 ・基礎疾患がなく、保護者の意向で自主的に休ませる場合→事故欠 ・感染拡大の状況から、保護者から「休ませたい」と連絡があった場合は、欠席させたい事情をよく聞き、出席停止として扱う。 ・かぜ症状での欠席者には、他の子が予定等を届けることはしない。（予定は電話連絡する。） ※職員も本人または家族にかぜ症状のある場合は出勤しない。

2 登校について

(1) 家庭での検温	・記録カードに記入（睡眠・体調・体温） →担任が確認し、平熱より高い（37.5℃以上を目安）の子がいた場合、保健室へ連絡する。 ※忘れた子は、昇降口から教室へ行かずに北校舎へ移動する。 →職員室で検温する。→37.5℃以上でない児童は、教室へ入る。
(2) 登校	・登下校中も密接にならないように、一列で登校する。 ・基本的にはマスクを着用するが、暑さによっては、外しても良い。 ・昇降口での密接を避けるため、7時35分まで待つことはしない。 ※7:35より前に登校している登校班は、登校時刻を遅らせる。
(3) 健康チェックカードの提出	・児童は、8:00までに各学級の指定場所へ提出する。 ・担任は、8:10までに体温記録カードを確認する。 ・2週間分を保健室で保管する。（担任は終了したカードを回収し、保健室へ提出。） ※R3 2学期～本読みカードから、健康チェックカードに戻す。

(4) 隔離	・発熱症状のある児童は、早退させる。→出席停止 ・迎えを待つ際は、他との接触を避けるために相談室で待たせる。
--------	---

3 マスク・手洗い・消毒・換気について

(1) 手洗い	・登校後、外から帰ってきたとき、特別教室を利用した後、給食前、トイレ後、掃除後、共有の物を触った後。 ・距離が近くなるので、手洗い中はしゃべらない。 ・手を拭くタオルやハンカチは、個人もちを使い共有しない。 ※意識させるために放送を流すようにする（登校後）。放送に合わせて洗うのではなく、洗い忘れた子に気づかせる機会とする。 ※手洗い場に、1 m間隔の順番待ち用のテープを張る。（使用する蛇口を一つおきにする）
(2) 消毒	・手指消毒は、給食前は必ず実施。その他必要に応じて適宜行う。 ・給食前に、配膳台の消毒を行う。 ・まん延防止措置、緊急事態宣言中は、周辺の消毒を、下記の分担のとおり、1日1回実施。 □担任：児童下校後に、ドア取っ手、電気スイッチ、水道蛇口 □級外：児童下校後に階段の手すり □養教：児童下校後にトイレ □担当：特別教室は使用后、使用した教員が消毒する（消毒薬を黒板の近くに置いておく） ・共有の物を使用した後は、手洗いまたは手指消毒をする。 ※消毒薬は、日に当たらない場所に保管。
(3) マスク	・毎日つける。マスクには記名をする。 ・予備を持って来る（なくした用、汚れた用）。 ・給食用でも可。 ・状況に応じて体育の時、登下校時は外しても可。 ※外すときは必ずポケットの中にしまう。
(4) 換気	・欄間は常に空けておく（ベランダ側・廊下側） ・冷暖房の使用中でも、上の窓の対角線上の2か所は10 cmほど開けて換気をしておく。 ・浜の子T、昼休みは、下の窓も開けて換気する。（必要な子は上着を用意する。） ・30分以上教室を離れるときは冷暖房を止め換気をする。 ・教室に児童がいない時間は、出入り口の扉を全開にしておく。
(5) 空気清浄器	・冬季は使用する。加湿機能もつける。 ・朝つけ、帰りに忘れずに切る。

4 児童の生活について

(1) 座席	・前向き、可能な限り、最大限の間隔を空ける
(2) 提出物	・提出物は登校した児童から提出。密にならないように間隔を空けるなど配慮する。 ・提出物を減らす工夫をする。

(3) 朝読書	・提出物を出す時間として活用する。待っている間は、読書をする。 ・朝読書の終りに手洗いまたは手指消毒をする。
(4) 朝の会	・体調不良を訴える場合は、その症状を丁寧に聞き取る。 ・健康観察表へは、具体的な症状を記入する。(熱は〇〇℃など) ・朝の歌は、マスクと十分な換気をした上で行う。 ・まん延防止措置、緊急事態宣言中は歌は歌わない。
(5) 休み時間	・遊具の使用は可。 ・鬼ごっこやドッジボールは可とするが、極力、複数の児童による身体接触、密集することはさける。 ・教室へ入る前の手洗いを徹底する。 ・談笑は近づきすぎない、体に触れない等に気をつけさせる。 ・誤って触れたり近づきすぎても、そのことで責めたり冷やかしたりすることが無いよう事前指導をしておく。
(6) 給食	①手洗い ・混雑を避けるために給食当番→その他の児童の順番で行う。 ・手洗い後、手指消毒をする。 ②配膳 ・給食をとりに行く時は、班ごと又は列ごととりに行くようにして、配膳台の周りに大勢が並ばないよう間隔を空けて並ぶようにする。 ・欠席等で当番が入れ替わるときは、だれが配膳したかわかるように給食チェック表に記録しておく。 ・当番に欠席者が出た場合でも、他の人が着た白衣は着ない。 (代わりの子どもは簡易給食着を着用する。) ・まん延防止措置、緊急事態宣言中は、ビニール手袋をする。 ・まん延防止措置、緊急事態宣言中は、自分の給食は自分で配膳する。(期間中は昼の放送の内容を減らす。放送室には報道委員と給食委員のみとする。) ③食事 ・前を向いて放送を聞いて食べる。しゃべらない。(クラスターの発生は会食時が最も多い。) ・配膳されたものは、減らさず食べる。食べられないものは残す。増やすときは、教師がついて密に並ばないようにする。 ・増やすときは、マスクをしてくる。 ④片付け ・食べ終わったら、再度マスクをつけ片付ける。 ⑤歯磨き ・強制はしない。習慣化している児童はしゃべらずに行う。 ※グループ給食は当面の間なし。
(7) 帰りの会	・配布物などの係は、配布の前後に手洗いか消毒を行う。 ・下校時は、一斉に教室から出て下校するのではなく、時差をつけてクラスから出す。
(8) コロナウイルス対策と熱中症対策	・水分をしっかりと持ってくる。忘れた子は他の子からもらわない。 ・足りなくなったら、水道の水を水筒に補充する。

策	・水道水から直接飲まない。給食用のコップで飲む。 ・息苦しいを感じたら、迷わずマスクを外す。日陰や教室で涼む。 ・水分補給をこまめに行う。(スポーツドリンク可、カバーをすればペットボトルも可。)
(9) 児童の活動	・全校で集まる活動は、基本的には放送で行う。 ・学年でどうしても必要な場合は、体育館を使うなど3密に留意して実施する。 ・昼の放送は手短にする。給食は会議室で食べる。 ・浜の子グループ活動やペア活動は、外での活動にする。 ・委員会でのイベント等は、密にならないよう工夫して行う。 ・感染拡大時期、まん延防止措置、緊急事態宣言中は、他学年が集まるグループ活動やペア活動、委員会のイベント、靴箱掃除はなし。 ・活動の単位は、学年単位を基本とする。 ・感染拡大時期、まん延防止措置、緊急事態宣言中は、学級単位の活動とする。 ・まん延防止措置、緊急事態宣言中は、トイレ掃除はビニール手袋をして行う。
(10) 図書室	・図書室を使う前に手洗いまたは手指消毒をする。(図書室北側の流し) 使ったあとも手洗いまたは手指消毒をする。
(11) 心のケア	・日常の健康観察や様子の観察において、丁寧に把握する。 ・家庭環境の変化にともなう児童の心身の健康状態で気になる様子や、濃厚接触者の家族については、学校全体で共有し、S C、教育委員会等と連携を図る。
(12) 放課後	・まん延防止措置、緊急事態宣言中は、放課後残らずに下校する。

5 授業について

(1) 授業中	・グループ(ペア)での話し合いはできるだけ減らす。 ・※話し合いができない場面でも、児童の発想を生かした学習問題を一つ作り、児童の発言やつぶやきを子供がつなぎ、教師が切り返す学習過程の授業を展開する。 ・話し合い活動をする場合は、「マスクを正しく着けているかの確認、いつも以上に窓を開けて換気をする、話し合いでの声の大きさ(大声にはならない、声のものさし2くらい)と距離の確認」をしてから話し合い活動に入る。 ・まん延防止措置、緊急事態宣言中は、話し合い活動において席は立たないようにする。 ・並ぶことはできるだけしない。 ・列に並ぶときには、前後の間隔を1m以上空けるよう、床にテープを張るなどして、立ち位置を視覚化する。十分にとる。 ・大勢が並ぶことが無いよう、列ごととか班ごととか、5人ずつとか制限する。
(2) 体育授業	・できるだけ屋外での実施を計画する。(冬季以外) ・体育館で実施する場合は、換気を徹底する。

	・運動場で児童間に十分な間隔をとって実施する場合のマスク着用は不要。 ・児童が集合整列する場面を避ける（間隔を空ける）工夫をする。 ・用具を使用する場合は、使用前・使用後に消毒をする。 ・授業前後に手洗い・うがいを徹底する。 ・水分を適時摂るようにする。 ・授業開始時には準備運動を十分に行う（運動不足への配慮） ・個人や少人数で、距離をとって行うことができる運動を行う。 ・近距離で組み合ったり接触したりする場合が多い運動は避ける工夫をする。
(3) 音楽の授業	・部屋の換気を十分にする。 ・歌唱指導は、マスクを着けたまま歌う。 ・授業で歌を歌う場合は、円形になる、隣の人との距離を空けるなど人のいる方向に口が向かないよう配慮する。 ・授業時間 45 分を 15 分ずつ区切って、歌唱・楽器・指導にするなど、歌唱の時間をなるべく短くする。 ・単元の中で順番を変え、鑑賞の授業を先に行うなど、感染リスクが少ないものを先に行う。 ・共有の楽器（音楽室にある楽器）などはなるべく使用しない。使用した場合は、使用後に手洗いまたは手指消毒をする。 ・グループ活動などは他教科と同様、一定の距離を保ち、気を付けながら行う。 ・友だちと一緒にいる手遊び歌などは避ける。もしくは個人でできるよう工夫する。 ・リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏をする際は、短時間にし、しゃべらない、距離を取る、他の人の楽器は触らない、使用前後の手洗いをするように指導して行う。 ・まん延防止措置、緊急事態宣言中は、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏は避け、指の練習のみとする。
(4) 家庭科授業	・調理実習は、3密を避け実施する。 ・調理実習では、自分が食べるものを自分で作るようにする。 ・調理器具等の消毒をする。 ・実習前後は、手洗いを徹底する。 ・部屋の換気、マスクの着用を徹底する。 ・食べる時教室に戻って机で食べる。 ・まん延防止措置、緊急事態宣言中は、調理実習は行わない。
(5) 外国語活動	・座席がなく、活動も密になりがちなので、当分の間各教室で行う。 ・距離を一定に保ち、身体接触は避ける。